

## 廃棄物処理施設の構造等に関する基準

平成14年4月1日施行

平成23年4月1日改正

平成29年12月1日改正

### 第1 趣 旨

この基準は、函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱（以下「指導要綱」という。）第5条第1項に規定する廃棄物処理施設の構造等に関し必要な事項を定める。

### 第2 定 義

- (1) この基準における用語の定義は、法令等に定めのあるもののほか指導要綱第2条に定めるところによる。
- (2) 焼却施設および中間処理施設の設置に係る1日当たりの処理能力の算定にあたっては、1時間当たりの処理能力に稼働時間（稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には、8時間）を乗じて得た数値とすること。

### 第3 基 準

廃棄物処理施設の構造等に関する基準は、法に定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。

#### (1) 最終処分場の基準

##### ア 囲い

敷地の周囲には、みだりに人が敷地に立ち入るのを防止することができる囲いが設置されていること。

##### イ 貯留構造物（擁壁・えん堤等）

擁壁およびえん堤等の種類および構造は、最新の改訂版による「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」（社団法人全国都市清掃会議）によるほか、必要に応じ、国が定める「道路土工施行指針」、「防災調節池等技術基準（案）」、「河川砂防技術基準（案）」および「擁壁・カルバート・仮設構造物工指針」等の指針および基準を用いること。

##### ウ 場内搬入道路等

(ア) 場内搬入道路

最終処分場の入口から埋立地まで、搬入車両が安全に走行して交差できる2車線の道路を設置するとともに、廃棄物の荷下ろしのためのターンスペースを設け、必要に応じて駐車スペースの確保および搬出入道路の汚染を防止する措置を講ずること。

(イ) 管理用道路

最終処分場の諸施設の管理のため、必要に応じて場内に管理用道路を設けること。

(ウ) 管理設備

最終処分場の運営管理を適切に行うため、必要に応じて管理事務所、倉庫および車庫等の施設を設置すること。

(2) 焼却施設，中間処理施設，および処分業施設の共通基準

ア 囲い

高さ1.5メートル以上のもので、周囲の景観に配慮し、堅牢な構造耐力を有するものを緑地帯の内側に設置すること。

イ 飛散，流出および悪臭の防止

(ア) 中間処理施設の主要機器は、建物内に設置することを基本とするが、建物内に設置する必要がないとの合理的な理由があるときは、この限りでない。

(イ) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

(ウ) 廃油，廃酸，廃アルカリまたは汚泥を取扱う施設にあっては、事故時における受入設備からの廃油等の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。

ウ 廃棄物の地下浸透の防止

廃油，廃酸，廃アルカリまたは汚泥を取扱う施設にあっては、廃棄物の地下浸透を防止するため、施設の床または地盤面は水および油が浸透しない材料で築造され、また被覆されていること。

エ 保管設備

中間処理施設に係る保管設備の構造は、アからウまでの基準に準じたものであること。

オ その他の設備

アからエに掲げるもののほか、市長が必要と認めたときは、指示する設備を設置すること。

(3) 焼却施設の基準

ア 煙突から排出するガスの性状を測定するため、煙突または煙道の適正な位置に測定口を設けること。

イ 焼却前の廃棄物保管ピットは、必要に応じて屋内構造とし、ピット内空気は、燃焼室に供給または脱臭装置を設けるなどにより臭気が外部にもれないようにすること。

ウ 必要に応じて非常用発電機を設置すること。

エ 感染性廃棄物の保管場所は、屋内において冷蔵すること等、当該感染性廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置が講じられていること。

オ 燃焼室には、廃棄物を投入するために必要な外気と遮断された定量供給装置または外気と遮断できる二重扉構造等による供給装置が設けられていること。

(4) 中間処理施設および処分業施設の基準

ア 廃酸または廃アルカリの中和施設

(ア) pH中和槽内のpHを連続して測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(イ) 中和反応に伴い発生するガスの周辺への流出を防止するために必要なガス吸収装置等を設けられていること。

イ 破碎施設

(ア) 施設は、必要に応じて強固な基礎に固定するほか防振装置を設けること。

(イ) 破碎により生ずる粉塵の周囲への飛散を防止するために必要な防塵設備等が設けられていること。